

メンター三田会会則

(前文) 結成趣意書

慶應義塾は、つねに時代の発展の最先端を担う人材の輩出を志している。そして、今日まで、幾多の有能な人材を産業界へ送り出してきた歴史があり、それは、我々の誇りである。

近年、情報技術、ナノテクノロジー、遺伝子工学など、科学技術の進歩は著しく、21世紀の社会や産業は、これらの技術を取り入れて、目覚ましい変革を遂げ始めている。この世界の潮流の中にあって、新たに起業を志す者、既存の企業にあって新事業を志す者の育成は、日本の将来にとって重要であり、広く世界にとって価値ある貢献となる。

これらの人材の育成にあたって、慶應義塾で先に学んだ者がその事業の実務経験から学んだ事柄や人脈に関する情報を後に学ぶ者に伝え、或は互いに切磋琢磨して学びあうことにより、学問の基礎の上に加えることができれば、まさに「慶應義塾の目的」にふさわしい内容となろう。そのように、指導・教育し引き立てる者を、古代ギリシャの伝説に倣い、メンターと呼ぶ。

慶應義塾のメンターは、塾生、塾員、教職員による新事業の創造を支援する活動を行なう。その活動には、単にビジネスの方法や技術に関する知見のみならず、世界に通じる人格の陶冶へのアドバイスなどを含む。当会は、メンターが効果的で円滑な支援活動を行えるよう、関係機関との協力、メンターに共通の課題の研究、情報交換、関係者相互の友好や親睦を図り、また、国内外の他大学、同様の団体との交流を図る。

これらの活動を通じて、慶應義塾とわが国産業界の発展に寄与するため、ここに「メンター三田会」を結成する。

2004年7月16日

(名称) 第1条

本会は、「メンター三田会」と称する。

(目的) 第2条

本会の目的は上記結成趣意書に基づくものとする。

(活動) 第3条

本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

1. メンター活動。
2. 勉強会等（分科会を含む）の開催。
3. 起業エコシステム形成促進等に関する各種提言並びに支援。
4. 広報・PR活動、各種イベント、講演会等の開催。
5. その他幹事会において適当と認めた活動。
6. 会員の上記活動に関する必要事項詳細は別途定める。

(会員) 第4条

1. 本会は、本会則第2条の目的に貢献することのできる個人で、次に該当するものを正

会員とする。

- (1) ベンチャー並びに既存の企業にあって新事業を志す者等、関連の分野において相当の経験または専門の学識等を有するもの。
2. 正会員として当会入会を希望するものは、正会員2名の推薦を受け、本会所定の[入会申込書]を提出の上、幹事の過半数の承認を受けるものとする。
3. 正会員の他、本会の目的に賛同し、活動を賛助する法人、団体、または個人を特別賛助会員とする。特別賛助会員は幹事会で審査を経て、承認を得る。
4. 本会に会員名簿を備え、所定事項を記載するものとする。

(会費) 第5条

1. 正会員は会費年額 12,000 円を納めなければならない。
2. 会費の変更は、総会において承認を受けなければならない。

(退会) 第6条

会員は、次の場合には、退会したものとする。

1. 本人が退会を届け出たとき。
2. 会費の滞納（2年）により、幹事会が退会を相当と認めたとき。
3. 本会の品位を汚すなどの事由により、幹事会において退会をやむをえないと認めたと
き。

(役員) 第7条

本会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 20名以内 うち、会長1名、副会長 若干名。
- (2) 顧問・諮問委員 人数については特に定めない。
- (3) 監事 2名以内。

(幹事) 第8条

1. 幹事のうち半数以上は、正会員の中から総会の承認により選出される。
2. 総会の承認により選出された幹事の任期は3年とするが、再任を妨げない。
3. 残る10名以内の幹事は、会長、副会長が実績、専門分野などを考慮して会員の中から指名する。ただし、幹事会の承認を要する。任期は3年とするが、再任を妨げない。
4. 幹事の任期は原則、連続2期6年を限度とする。尚、任期連続6年を超えて幹事を再任する場合は、幹事会において構成メンバーの多様性が総合的に勘案されていることを十分議論した上で承認を受け、総会での議決を必要とするものとする。

(会長、会長代行、副会長) 第9条

1. 会長および副会長の任期は3年とする。ただし、連続2期6年を限度とする。
2. 新会長は、会長並びに副会長の間で協議の上、原則幹事の中から指名し、幹事会で承認を受け総会で報告する。
3. 新副会長は、会長並びに副会長の間で協議の上、幹事の中から指名し、幹事会で承認を受け総会で報告する。
4. 本会は必要と認められた場合に幹事会の承認を受けて、会長代行を置くことができ

る。

5. 会長は、本会を代表し、会務を執行する。
6. 副会長は、会長を補佐し、会務を執行する。
7. 会長に事故ある時は、会長が指名した会長代行または副会長がその職務を代行する。

(監事) 第10条

1. 監事は2名以内とし、幹事会で承認を受ける。
2. 監事の任期は3年とする。ただし、連続2期6年を限度とする。
3. 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

(顧問・諮問委員) 第11条

1. 顧問・諮問委員の定員、任期については特に定めないが、幹事会が必要に応じて推薦し、決定する。
2. 顧問・諮問委員は、重要事項について幹事会の諮問が来たら応じる。会費は免除とする。

(幹事会) 第12条

1. 幹事会は、会長、副会長、幹事から構成される。
2. 幹事会は、必要に応じて監事に出席を求めることができる。
3. 会長または副会長は年4回、定例幹事会を招集しなければならない。
4. 幹事の5分の1以上の者または会長、副会長は必要があると認められた時は臨時の幹事会を開催できるものとする。
5. 幹事会は、インターネット等を活用して開催することが出来る。
6. 幹事会は3分の2の出席を得て成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
7. 幹事会の議決は、電磁的方法で行うことが出来る。
8. 幹事会は、会の運営に関する次の重要事項を審議する。
 - (1) 総会に上程する決議事案等の事前審議
 - (2) 本会全体としての政策提言の発信や各種支援活動、対外広報等。尚、対外広報物は発信前に幹事会による承認を得るものとする。
 - (3) 特別賛助会員の受け入れ、国内外重要機関との連携等
 - (4) 会長、会長代行、副会長、幹事、監事の承認
 - (5) 本会の名誉を傷つける会員の行為、活動、発信等に対する対処
 - (6) 本会則で別途定めることとしている各種細則
 - (7) その他、会長、副会長、監事いずれかが必要と認められた事項

(総会) 第13条

1. 会長は、毎年1回春季に、会員の定時総会を招集しなければならない。
2. 会長並びに副会長は、必要があると認めるときは臨時総会を招集することができる。
3. 会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会は出席者（委任状または電子メールでの委任を含む）の過半数の賛成をもって決定する。

5. 総会は、インターネット等を活用して開催することが出来る。
6. 総会の議事は、会長が進行し、出席会員の過半数をもって決定する。
7. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 決算、事業報告および予算、事業計画などの承認
 - (3) 会費の変更
 - (4) 会の解散 (5) 幹事の選出
 - (6) その他、会長が特に必要と認めた事項
8. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録には、議長及び出席した会員のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名（電磁的署名可）しなければならない
9. 総会の議決は、電磁的方法で行うことが出来る。

(事務局) 第14条

1. 本会の運営を円滑に進めるために事務局を設ける。
2. 事務局には幹事会の承認を経て事務局長を1名置く。
3. 事務局長または幹事会の指名により事務局次長を若干名置くことができる。
4. 事務局長並びに事務局次長以外の事務員は原則10名以内とし正会員の中から事務局長が指名する。
5. 事務局は当面の間は東京都港区三田3丁目1番23号メザキビル3F内に置く。
6. 事務局に関するその他必要な事項は別途定める。

(委員会) 第15条

活動の沿革な推進及び活性化を目的に、業務の円滑な推進を図るため、幹事会の承認を経て、本会に委員会を設置することができる。委員会の種類、運営については、別途定める。

(支援プロジェクト等) 第16条

1. 正会員は、別途定める規定に基づき支援プロジェクト等を企画し、応募することができる。
2. 幹事会または担当委員会は、応募された支援プロジェクト等の企画案を審査し、幹事会の承認を経て採択プロジェクトを決定する。本会は、採択プロジェクト等に対して適切な予算措置を行うことができる。

(資産) 第17条

本会の資産は、会費、寄付金、その他の収入による。資産の支出は、幹事会の議決を経て、総会が承認した予算にもとづいて行う。

(会計年度) 第18条

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の変更) 第19条

本会則の変更には、総会の議決を要する。

(会則の適用) 第20条

本会の会員は入会后直ちに本会との間で本会則に基づく規則が適用されるものとする。

(解散) 第21条

本会の解散は、幹事または会員の5分の1以上の提案にもとづき、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを行うことができない。

(免責事項) 第22条

本会における会員の活動範囲は本会則第2条に基づく非営利の活動に限定される。本会を通じた活動に起因または関連して会員が他の会員または第三者に及ぼした損害並びに会員間や会員と第三者間の紛争について本会は一切責任を負わないものとする。また本会のホームページ等のサービスサイトに掲載されている情報等を会員または第三者が利用することで発生した紛争や損害に対しても、本会は一切責任を負わないものとする。

(付則) 第23条

本会則は、2021年8月1日から施行する。

第2版 2023年6月2日

メンター三田会会則に基づき、「メンター三田会 活動細則」を次の通り定める。

(委員会) 第1条

1. 委員会は当会活動をより有意義かつ価値あるものとし会員の属性により柔軟かつ広く展開できるようにしていくため次の通り展開する。尚、各委員会には委員長を定めることとする。
 - (1) スタートアップ支援
 - (2) 大企業新事業創造支援
 - (3) 次世代地域経営者支援
 - (4) アカデミア連携
 - (5) その他幹事会で承認を受けた事項
2. 新たな委員会の制定、乃至廃止は、幹事会での承認を得るものとする。